

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和5年4月26日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	記載の適正化 (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	原子炉格納容器内へのスプレイ停止条件について、美浜3号炉の記載を踏まえた記載表現の適正化 (下線部参照) (旧) 「・・・格納容器内への注水量を把握し、炉心発熱有効長上端位置から0.5m下まで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する。」 (新) 「・・・原子炉格納容器内への注水量を把握し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する。」 相違理由を以下の記載とした。 ・大飯3/4号炉は、原子炉格納容器内への注水量上限について、格納容器内自然対流冷却を成立させ、格納容器圧力計を水没させずに残存溶融炉心の冷却ができる原子炉格納容器内の水位を注水量の上限に設定している。 ・泊3号炉は、原子炉格納容器内への注水量上限について、格納容器内自然対流冷却を成立させ、一部の格納容器圧力計の水没を考慮しても残存溶融炉心の冷却ができる原子炉格納容器内の水位を注水量の上限に設定している (川内1/2号炉、高浜3/4号炉、美浜3号炉及び伊方3号炉と同様)。 ・泊3号炉の記載表現は、一部の格納容器圧力計の水没を考慮しているプラントのうち、美浜3号炉の記載と同様 (美浜3号炉の設備名称は「格納容器循環冷暖房ユニット」)。 ・格納容器内自然対流冷却を成立させ、残存溶融炉心の冷却ができる水位を原子炉格納容器内への注水量上限に設定しているのは大飯3/4号と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1.6-6	添付資料を掲載箇所の変更（大飯審査実績の反映） 以下の添付資料について、大飯審査実績を踏まえて技術的能力1.13に掲載箇所を変更したことから、技術的能力1.6から削除。 「添付資料1.6.12補助給水ピット／燃料取替用水ピットの接続ラインについて」 上記変更に伴い、以降の添付資料番号を変更した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1.6-5	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1.6-6	添付資料タイトルの変更（技術的能力1.8との整合）（下線部参照） （旧） 添付資料1.6.13 <u>代替格納容器スプレイと代替炉心注水を同時に行う場合の対応設備の組み合わせについて</u> （新） 添付資料1.6.12 <u>原子炉格納容器下部への注水と原子炉容器への注水を同時に行う場合の対応設備の組み合わせについて</u>	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1.6-5	同上 添付資料タイトル変更に伴い、相違理由を追加。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-5	相違理由欄 記載の適正化（技術的能力1.7との整合） (旧) 【大飯】記載箇所の相違 ・泊は、屋外作業員に対する被ばく評価対象の屋外作業を「燃料取替用水ピットへの補給（海水）」、「使用済燃料ピットへの注水確保（海水）」及び「原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）」としていることから、手順を整備している技術的能力1.13、1.11及び1.7のまとめ資料に被ばく評価に関する資料を添付している。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉及び伊方3号炉も技術的能力1.7まとめ資料に作業員の被ばく評価等に関する資料を添付している） (新) 【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は評価対象の作業が技術的能力1.6で整備する屋外作業のため、泊と同様の添付資料を技術的能力1.6に整理している。大飯の当該資料との内容の比較は泊の添付資料1.7.7の比較表で行う。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉及び伊方3号炉も技術的能力1.7まとめ資料に作業員の被ばく評価等に関する資料を添付している）	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-10,11	記載の適正化（下線部参照） ・設備名称の誤記訂正 (旧) 「安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁」 (新) 「安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁」	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-8,9	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-13	記載の適正化 (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） 以降、関連する図表も含めて同様の修正を実施。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-16, 22, 29, 35	記載の適正化 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却で使用する設備に以下の設備を追記 ・給水処理設備 配管・弁	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-13, 18, 24, 28	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-18, 49, 57	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー手段の作業時間（操作の成立性等）について、以下のとおり修正した。 (旧) 海水：320分、代替給水ピット：260分、原水槽：295分 (新) 海水：335分、代替給水ピット：275分、原水槽：310分 以降、同様に修正を実施	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-15, 42, 47	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-38	相違理由欄 誤記訂正（下線部参照） (旧) 大飯】設備の相違（相違理由⑥） (新) 大飯】設備の相違（相違理由⑤）	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-42	原子炉格納容器内へのスプレー停止条件について、美浜3号炉の記載を踏まえた記載表現の適正化（下線部参照） (旧) 「炉心発熱有効長上端位置から0.5m下まで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば」 (新) 「格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば」 以降、関連する図表も含めて同様の修正を実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1.6-36	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1.6-47	記載表現の適正化（下線部参照） (旧) 非常用炉心冷却設備配管 (新) 非常用炉心冷却系配管 操作手順において、以降同様に修正実施	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1.6-40	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1.6-69, 107	誤記訂正 要員数（タイムチャートとの整合）（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員6名	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1.6-57, 85	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1.6-59	脱字訂正（下線部参照） (旧) 原子炉格納容器へのスプレー (新) 原子炉格納容器内へのスプレー	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1.6-50	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1. 6-68	記載の適正化（大飯審査実績反映）（下線部参照） (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合。 (新) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1. 6-57	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1. 6-73	脱字訂正（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイ (新) <u>原子炉格納容器内へのスプレイ</u>	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1. 6-61	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 5. 0)	1. 6-105	記載の適正化（前段の海水及び代替給水ピットを水源とした対応手段との整合）（下線部参照） (旧) 「・・・B-格納容器スプレイポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、・・・」 (新) 「・・・B-格納容器スプレイポンプ（ <u>自己冷却</u> ）及びディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、・・・」	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 5. 0)	1. 6-84	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-85	記載の適正化（下線部参照） (旧) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 (新) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-86	記載の適正化（前段の海水を水源とした対応手段との整合）（下線部参照） (旧) 「炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから原子炉格納容器内にスプレイする。」 (新) 「炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから原子炉格納容器内にスプレイする。」	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-71	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-91	記載の適正化（前段の海水を水源とした対応手段との整合）（下線部参照） (旧) 「炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、可搬型大型送水ポンプ車により原水槽から格納容器内にスプレイする。」 (新) 「炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、可搬型大型送水ポンプ車により原水槽から原子炉格納容器内にスプレイする。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-74	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-111	記載の適正化（下線部参照） (旧) 1.8.2.1(2)「全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順」にて整備する (新) 1.8.2.1(2)「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順」にて整備する。 (旧) 1.4.2.1(3)「熔融炉心が原子炉容器内に残存する場合の冷却手順」にて整備する (新) 1.4.2.1(3)「熔融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手順」にて整備する	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-96	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-113	第1.6.1表（1/9）の記載の適正化（下線部参照） ・対処設備の誤記訂正 (旧) 「安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁」 (新) 「安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁」	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-146	第1.6.3表 給電対象設備 記載の適正化 代替格納容器スプレイポンプの給電元母線の記載適正化（下線部参照） （旧） <u>6-A非常用高圧母線</u> 、 <u>6-B非常用高圧母線</u> （新） <u>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</u> 計装用電源の給電元設備の記載適正化（下線部参照） 【設備】 （旧）常設代替交流電源設備，非常用交流電源設備，非常用直流電源設備 （新）常設代替交流電源設備，非常用交流電源設備， <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-124	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-153	タイムチャート 第1.6.7図 記載の適正化 ・作業手順見直しに伴う時間バーの分割時間を変更。 ・想定時間320分から335分へ変更。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-140	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-154	概要図 第1.6.8図の記載の適正化（下線部参照） ・操作対象機器の誤記訂正 （旧）ETCトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続ライン止め弁（SA対策） （新）ETCトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-141	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-155, 157	タイムチャート 第1.6.9図, 第1.6.11図 記載の適正化 ・作業手順見直しに伴う時間バーの分割時間を変更。 ・代替給水ピットを水源の想定時間を260分から275分へ変更。 ・原水槽水源の想定時間を295分から310分へ変更。	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-142, 144	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-161	概要図 第1.6.15図 記載の適正化 ・よう素除去薬品タンクからB-格納容器スプレイポンプまでの流路を太線とし流路上の電動弁を開として、表記した。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-152	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.5.0)	1.6-163～168, 170, 171	重大事故等時の対応手段選定フローチャート (第1.6.17図 (1/9～6/9, 8/9, 9/9) 海水及び淡水による燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給の優先順位見直しに伴い、フローチャートの記載を見直した。	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.5.0)	1.6-154～159, 161, 162	同上	